

令和8年度森林サービス産業推進支援業務仕様書（案）

1. 目的

森林生態系を保持しつつ、森林空間を健康・観光・教育等の様々な分野で活用する「森林サービス産業」を振興するため、創業希望者の掘り起こし、創業の支援、事業者同士の交流促進等により、森林サービス産業に携わる者の裾野の拡大を図る。

2. 業務内容

（1）創業セミナー・交流会の開催

①創業セミナー

- ・創業者を掘り起こすためのセミナーを1回開催すること
- ・セミナーは、創業を希望する者が創業に必要な知識を学ぶことができ、創業について基礎的な知識を習得できる内容とすること
- ・森林サービス産業の創業や活動拡大、森林所有者等が交流できる内容を企画すること
- ・セミナーに必要な資料を作成すること
- ・開催周知、参加者のとりまとめ、参加者との調整を行うこと
- ・講師の手配及び旅費、謝金の支払いを行うこと
- ・セミナー終了後はアンケートを実施すること

②地域おこし協力隊交流会

- ・地域おこし協力隊と市町村の関係部署が森林サービス産業に積極的に取り組めるよう、事例や支援策等について学び、交流する交流会を企画・実施すること
- ・交流会の参加者取りまとめを行うこと
- ・参加者の宿泊の手配を行うこと
- ・講師の旅費、謝金の支払いを行うこと
- ・セミナー終了後はアンケートを実施すること

（2）森林サービス産業推進体制の整備・運営

信州森林サービス産業推進ネットワーク（以下、ネットワークという）の運営業務として、以下の業務を行うこと。

①相談窓口の設置、運営

- ・ネットワークへの加入、募集、受付等の手続きを行うこと
- ・創業を検討している者、森林サービス産業に取り組んでいる者から相談があった際に、県の支援制度（専門家派遣、補助制度）等を案内する相談窓口を運営すること
- ・相談対応は、原則、電話又は電子メールにより行うこと
- ・県内の森林サービス産業に取り組む事業者等の情報収集を行うとともに、ネットワークに加入している者へ県の施策、イベント情報、取組事例の情報発信を行うこと

②専門家派遣

- ・創業に向けた事前相談及び創業準備・初期段階の事業者に対して、助言・指導を行える専門家の派遣を行うこと（延べ活動数 10回程度）
- ・森林サービス産業に取り組んでいる地域の課題解決に向けた専門家の派遣を行うこと（延べ活動数 10回程度）
- ・相談内容に応じて適当な専門家を手配するとともに、派遣希望者と専門家との各種調整を行うこと
- ・派遣実績については、対応した内容、結果を整理すること
- ・派遣した専門家に対する旅費、謝金を支払うこと

（3）地域コーディネーター・ガイド育成研修の開催

①地域コーディネーター育成

- ・地域の資源を活用したプログラムをコーディネートするために必要な知識を習得

する研修を1回開催すること（20名程度を目安とする。）

- ・以下の科目的うち、3科目以上を選定し、研修（座学及び実地）を開催すること

研修科目
1. コミュニケーション能力
2. プログラム作成能力
3. 安全管理・リスクマネジメント
4. マーケティング
5. プロモーション
6. 地域プランディング

- ・コーディネーターの育成に意欲的な地域を選定すること
- ・研修の開催周知、募集、参加者との調整は受託者が行うこと
- ・受講者及び修了科目の名簿を整備すること
- ・研修終了後はアンケートを実施すること
- ・講師の旅費、謝金の支払いを行うこと

②癒しガイド（森林セラピー等におけるガイドを行う人材）育成

- ・初級及び中級者向けの研修をそれぞれ1回（計2回）開催すること
- ・研修の開催周知、募集、参加者との調整は受託者が行うこと
- ・各研修会において、講師の旅費、謝金の支払いを行うこと

（ア）初級講座（座学・実地体験）の実施

- ・森林の癒しガイドツールを活用した一般的な座学及び実地体験とし、森林内での体験活動の方法や狙いとその効能（エビデンス）について学ぶ研修とすること
- ・対象はガイド活動に関心を持つ県内在住の方とし、概ね20名程度を目安とする。
- ・研修終了後、ガイドとして活動する意思の有無、希望活動地域等についてアンケートを行い、各地域への情報提供、新規のガイド人材確保に繋がる研修とすること

（イ）中級講座（座学、実地）の実施

- ・森林の癒しガイドツールを活用しながら、ガイドレベルの統一と、ガイド手法の向上を図る研修とすること
- ・対象は、既にガイド研修（初級）等を受講済みで、ガイドとして活動する意思を有する者、または既に活動をしている者のち、学び直しをしたい者とし、概ね20名までを目安とし、終了後は名簿を整備すること
- ・ガイド育成に意欲的な地域を選定すること
- ・研修終了後はアンケート等を実施すること

（4）「森林の里親促進事業」マッチング支援

- ・森林の里親促進事業について、企業からの問合せ対応、受入候補地の掘り起こし、マッチング調整までを担う窓口を構築し運営すること
- ・森林の里親協定の締結に必要な事務処理要領（案）を作成すること
- ・窓口の構築・運営に当たっては、適宜、県の現地機関（地域振興局）及び市町村と情報共有を行える仕組みとすること
- ・今年度の事業の取り纏めに当たっては、改善点・良かった点を明らかにし、今後の円滑な運営に向けての提案を取りまとめること

※森林の里親促進事業の概要については、長野県公式HP「森林（もり）の里親促進事業」をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/sangyo/ringyo/seibi/satooya/index.html>

（5）実績報告書の取りまとめ及び提出

- ・各業務を実施した結果を取りまとめ（業務内容、参加者、アンケート結果、その他業務の実施において作成した資料）の上、契約書第7条に掲げる業務報告書に添付し提出すること。